さいたま市告示第１６７１号

さいたま市の発注する「大宮岩槻線大和田工区事業用地舗装工事（Ｒ８－２）」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和８年１１月２日

さいたま市長　清　水　勇　人

１　入札参加資格

(1)　入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　本公告日において、令和７・８年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ　埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）を利用して行う入札のため、システムで利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。**（ただし、参加申請時において、電子証明書の取得手続き中の場合は紙による入札参加を認める。）**

なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ　本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ　開札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ　工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２６条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ　参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ　本公告日において、健康保険法（大正１１年法律第７０号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク　本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ　本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を２回以上受けていない者であること。

コ　本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査を受けていること。

サ　アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2)　入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア　自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ　その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ　その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ　事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ　代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ　２者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ３０％以上であること。

キ　３者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ２０％以上であること。

ク　構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

２　入札参加資格の確認

(1)　開札後、工事ごとに別に定める予定価格の１１０分の１００の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成１９年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第４条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の１１０分の１００の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2)　(1)において、落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3)　落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア　一般競争入札参加資格等確認資料

イ　工事に配置予定の技術者が、資格を有することを証する書類（技術検定等合格証明書等又は監理技術者資格者証の表面、裏面及び監理技術者講習修了証）の写し又は実務経験を証明する書類

ウ　工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任を要する主任技術者、専任の監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐については、参加申請日以前に恒常的に３箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ　工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）」の竣工時工事カルテ受領書（工事概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ　本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

カ　資本関係又は人的関係確認書

キ　入札参加停止措置に関する誓約書

ク　アからキまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4)　落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア　共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第１号）

イ　共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第２号。共同企業体協定書第８条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第３号）を含む。）

ウ　委任状（共同企業体取扱要綱様式第４号）

3　落札者の決定

(1)　落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して３日以内（休日を除く。）に、２(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2)　(1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が２人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3)　市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4)　開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(5)　本公告は労務費ダンピング調査の対象工事である。入札金額見積内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行う。

ア　理由の確認方法

書面

イ　その他

調査対象は、落札候補者のみで、別途連絡する。書面の提出を行わない場合や理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合がある。

4　調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

(1)　調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成１３年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第３条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の１１０分の１００の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。

(2)　失格基準（低入札価格取扱要綱第５条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。

(3)　低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに２(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。

ア　低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第１号）

イ　当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第２号）

ウ　直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第３号）

エ　共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第４号）

オ　下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第５号）

カ　配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第６号）

キ　手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第７号）

ク　手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第８号）

ケ　契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第９号）

コ　手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第１０号）

サ　資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第１１号）

シ　手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第１２号）

ス　機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第１３号）

セ　過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第１４号）

ソ　誓約書（低入札価格取扱要綱様式第１５号）

タ　社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第１６号）

(4)　失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後３時までとする。

(5)　落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して２１日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とする。

５　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

(1)　設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。

(2)　設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。

(3)　設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。

(4)　設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。

(5)　やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

６　余裕期間を定めている場合の工事

(1)　余裕期間は、契約確定の日の翌日から工事の開始日の前日までとする。

(2)　任意着手方式の場合は、入札参加資格の確認時に２(3)に掲げる資格確認書類と併せて、工事開始日通知書を提出すること。

(3)　余裕期間内は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(4)　余裕期間内は、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を配置することを要しない。

(5)　入札参加資格の確認時において、他の工事の技術者として従事している者であっても、当該工事が工事開始日までに完成することが明らかな工事の場合に限り、他の工事に従事していない者として取扱うものとする。

(6)　前金払の請求については、工事開始日以降に請求できる。

７　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条第１項の規定による。

(2)　契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第２９条の規定による。

８　契約金の支払方法

(1)　前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。

(2)　前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の１０分の４以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の４以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

(3)　部分払をする場合には、３箇月ごとに出来形部分の１０分の９に相当する額を限度として行うこととする。

(4)　契約金額が５００万円以上で、かつ、工期が２月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。

(5)　中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の１０分の２以内（継続費等の２年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の１０分の２以内）とする。この場合において１万円未満の端数は切り捨てるものとする。

９　入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成１８年さいたま市制定）第１６条第１項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

１０　その他

(1)　本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

(2)　本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。

(3)　入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。

(4)　開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。

(5)　入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成１８年さいたま市制定）様式第３号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第４号）を提出すること。

(6)　再度入札は１回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(7)　**本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。**

(8)　落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

(9)　落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(10)　契約手続きについては、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）により、契約を締結することができるものとする。

(11)　本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市

建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成１９年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準、さいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成２４年さいたま市制定）、さいたま市余裕期間設定工事試行要領（令和２年さいたま市制定）及び特例監理技術者等の配置に係る取扱要領（令和３年さいたま市制定）の定めるところによる。

令和８年１１月２日
財政局契約管理部契約課

一般競争入札（参加拡大）の試行実施について

さいたま市発注の建設工事の中から、施工実績を緩和する一般競争入札を実施します。

目　的

市内業者の発掘、育成を目的とし、受注意欲の高い建設業者が入札に参加可能な一般競争入札を実施することにより、公平性・透明性・競争性の更なる向上が可能なため。

内　容

１　対象工事
さいたま市発注の舗装工事

２　対象件数
北部建設事務所１件

※　以下の公告により実施いたします

契約整理番号		０８－４３５９－２０							
入札方法		一般競争入札（電子）							
参加形態		単体企業							
工事名		大宮岩槻線大和田工区事業用地舗装工事（Ｒ８－２）							
工事場所		さいたま市見沼区大和田町１丁目地内							
履行期間		契約確定の日から令和９年３月１０日まで							
概要		掘削工 120 ㎥　アスファルト舗装工 582 ㎡　単管柵設置 54m　撤去工一式							
予定価格（税込）		事後公表							
最低制限価格		設定する							
参加申請受付期間		令和８年１１月１２日（木）午前９時から 令和８年１１月１６日（月）午後５時まで							
入札書提出期間		令和８年１１月１７日（火）午前９時から 令和８年１１月１８日（水）午後５時まで							
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号　さいたま市役所　入札室 令和８年１１月１９日（木）午後２時３０分							
参加資格	名簿登載業種等	舗装工事業　Ｃ級							
		本公告日において、令和７・８年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前３箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が６５点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。							
	２に掲げるもの以外に提出を要する書類	－							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和８年１１月２日（月）から							
	質問受付期間	令和８年１１月　２日（月）午前９時から 令和８年１１月１１日（水）午後５時まで							
	質問回答期日	令和８年１１月１６日（月）							
保証金及び支払方法		入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他		－							
工事担当課		さいたま市大宮区吉敷町１丁目１２４番地１ さいたま市建設局北部建設事務所道路建設課 電話　０４８－６４６－３２１２							
契約担当課		さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話　０４８－８２９－１１８０							